

日本弁護士連合会ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言

2024年（令和6年）2月15日

日本弁護士連合会

日本弁護士連合会（以下「当連合会」といいます。）は、基本的人権の擁護と社会正義の実現という弁護士の使命を果たすため、様々な分野で人権擁護活動を行っています。人権侵害を受けた方々からの申立てを受けた人権救済活動のほか、女性、LGBTQ、障がい者、外国籍の方々などの権利の向上のため様々な人権活動を展開しています。また、当連合会の男女共同参画に関わる分野においても施策を推進しハラスメントの根絶等の取組も行ってきました。

近時、社会においても、多様性（ダイバーシティ）を尊重し、包摂性（インクルージョン）を推進する取組（「D&I」と呼称されています。）の重要性が認識されるようになってきています。多様な人々がそれぞれの個性や能力を発揮できるよう、様々な属性の違いを認め、尊重し、活かしていくダイバーシティ&インクルージョンの概念の広がりに伴い、人々の意識も変容しつつあります。この意識の変革に伴い、社会の様々な制度やその運用も変化していくことが期待されます。社会やコミュニティ、それぞれの組織の内外において、様々な属性を持つ人々がありのままで受容され、その個性を活かして能力を発揮し、互いに理解し共存しつつ公正で平和な社会を発展させていく、そのような未来に向けた指針を今、描くことが求められています。

そこで当連合会は、これまでに行ってきた人権に関わる取組を組織的・横断的に捉え直し、改めて当連合会内部に目を向け、多様性の尊重という普遍的理念を確認し、多様な価値の尊重と受容を進めるべく、ダイバーシティ&インクルージョンを推進することを、ここに宣言します。

当連合会は、以下のとおり、構成員である弁護士だけでなく、関係する全ての人々に向けて、当連合会・各弁護士会・弁護士の活動の更なる活性化を進め、それによって、市民社会の期待に応えると共に、全ての人々の人権が尊重される公平・公正な社会の実現、一人一人がありのままで受け容れられ活躍することのできる社会への貢献を目指します。

1 多様性（ダイバーシティ）の尊重

当連合会は、弁護士のみならず、関係する全ての人々について、性別・性自認・

性的指向・国籍・人種・民族・出自・障がいの有無・疾病の有無・年齢・家族関係などの属性や差異を受け容れ、多様性を尊重します。

2 包摂性（インクルージョン）の推進

当連合会は、弁護士のみならず、関係する全ての人々が、その能力や個性を最大限に活かして活躍できるよう、様々な属性や差異に配慮し、受け容れます。

3 意識啓発と環境整備

当連合会は、多様性の尊重と包摂性の推進へ向けて、当連合会内部の意識啓発と環境整備に努めます。とりわけ、ハラスメントや差別を取り除くため、研修・啓発活動等による弁護士の意識の変革・向上に取り組みます。

日本弁護士連合会ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言について
(策定の理由)

1 推進宣言策定の経緯及び背景

(1) 当連合会における人権擁護活動等について

当連合会は、弁護士の使命である人権擁護と社会正義を実現するため、様々な活動を行ってきました。例えば、人権擁護委員会においては、人権侵害を受けた方々からの申立てを受けた人権救済活動を60年以上にわたって実施しています。その他にも、人権擁護活動のために多様な分野（女性、LGBTQ、障がい者、子ども、国際人権等）の委員会等を当連合会に設置し、様々な人権課題を取り上げ、数多くの宣言・決議等を含めた意見を公表してきました。さらに、セミナー・イベントの開催などの活動を行っています。

また、男女共同参画に関わる分野においても、2007年に男女共同参画推進本部が設置され、男女共同参画推進のための取組やハラスメントの根絶など、様々な施策を実施してきました。

このように当連合会は人権擁護活動及び男女共同参画の推進については精力的かつ網羅的に活動してきた歴史がありますが、それらを当連合会自体又は弁護士自身の問題として受け止めて解決するための活動については、まだ十分とはいえない状況です。

(2) ダイバーシティ&インクルージョンの推進に関するワーキンググループの設置及びその活動

かかる認識の下、2022年6月、当連合会は、新たに「ダイバーシティ&インクルージョンの推進に関するワーキンググループ」を設置しました。同ワーキンググループは、近時その重要性が認識されるようになった「ダイバーシティ&インクルージョン」に関し、①関連施策の策定並びに必要な調査及び研究を行い、諸活動を実行するため、②組織的かつ横断的に取組を行うべく、当連合会の関連する委員会等の諸活動に関する所要の調整及び連携を行うために設置されたものです。同ワーキンググループは、ジェンダー、LGBTQ、障がい者、外国籍等の諸問題に造詣が深く、様々な分野で活躍する有識者を講師とする勉強会を開催してきました。また、官公庁、企業、学術団体等の多様な組織が、組織改革のための宣言の策定等を行っている実情も調査・研究しました。

このような活動を経て、当連合会は、一人一人の多様性を互いに尊重し、認

め合い、活かしていくというダイバーシティ&インクルージョンに関する取組を更に進めることを、当連合会が取り組むべき喫緊の課題と捉え、2022年度から会務執行方針に明記し、ダイバーシティ&インクルージョン推進施策を検討してきました。

(3) ダイバーシティ&インクルージョン推進宣言の策定

上記の調査・研究の成果を踏まえ、当連合会は、これまでに行ってきた人権等に関わる取組により得られた経験及び知見を当連合会内部の問題の解決に向けて組織的・横断的に捉え直す必要性を改めて認識し、多様性の尊重という普遍的理念を確認し、多様な価値の尊重と受容を進めるべく、本宣言の策定に至りました。

2 多様性（ダイバーシティ）の尊重と包摂性（インクルージョン）の推進について

多様性（ダイバーシティ）を尊重し、包摂性（インクルージョン）を推進することは、一人一人が個性を活かし、自分らしく生きるための基盤となるものです。憲法に定められた個人の尊重及び幸福追求権（同13条）や、法の下での平等（同14条）などの人権保障の趣旨に鑑みれば、様々な属性を擁する一人一人が、基本的人権と個人の尊厳を尊重され、それぞれの個性と能力を活かして活動することができ、社会においても組織においても受容されることが必要です。

当連合会における多様性・包摂性の取組は、これまでにも、ジェンダー平等に向けた取組、多様な性自認・性的指向の尊重、ハラスメントの防止、障がいの有無に関わらず活動しやすいバリアフリーの取組等、様々な観点から進められています。しかし、会内及び弁護士が関わる活動において、性別を始めとして様々な属性に関わる差別的取扱いやハラスメントが見られるなど、まだ多くの課題があることも明らかです。

多様性の尊重の取組においては、様々な属性が考えられますが、本宣言では、性別・性自認・性的指向・国籍・人種・民族・出自・障がいの有無・疾病の有無・年齢・家族関係などの属性が尊重されるべきことを述べています。

社会の構成員の約半数は女性ですが、性別・ジェンダーによる差別はこの社会において大きな問題です。日本は、ジェンダーギャップ指数においても世界に大きな遅れをとっています。当連合会では、2007年に「日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱」を制定し、2008年度からは5年ごとに男女共同参画推進基本計画を策定し、この基本計画に基づき、会内における男女共同参画の推

進等を進めていますが、まだ取り組むべき多くの課題があります。また、当連合会は「性別による差別的取扱い等の防止に関する規則」を制定し、差別的取扱いやハラスメントの防止に努めています。しかし、会内や弁護士が関わる活動においても性別やジェンダーによる差別やハラスメントが依然として見られることが様々な調査等から明らかにされており、ハラスメント等の根絶のための取組は喫緊の課題です。さらに、性の多様性を尊重する観点から、個人の性自認及び性的指向に関わりなく、個人が個性と能力を発揮することができるようにしなければなりません。

また、社会では国籍・人種・民族・出自などによる差別も後を絶たないことから、これらもダイバーシティの内容として属性に掲げています。司法の分野においても、かかる差別的取扱いがなくなるよう取組を進めます。

当連合会では、障がいを理由とした不当な差別的取扱いを防止し、また、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供がなされるよう取組を進めており、施策の一層の推進が求められます。そして、障がいには難病も含まれると捉えるべきであり、また近年では、疾病があってもできるだけ円滑に社会生活を営むことができるような社会が模索されていることを反映し、属性に「疾病の有無」も挙げています。

さらに、年齢や家族関係の如何に関わらず、個人が能力を発揮して活動できることが大切であり、年齢や家族関係により理不尽な取扱いを受けるべきではありません。この「家族関係」とは、戸籍上の婚姻関係等にとどまらず、近年において広がってきた多様な家族の在り方を反映する概念であるべきです。

本宣言では、上記の多様性（ダイバーシティ）の考え方を踏まえ、包摂性（インクルージョン）の推進に関して、個人の属性や差異に配慮し、受け容れることを宣言しています。様々な属性に応じ、それぞれの業務や活動がしやすいように配慮がなされるとともに、会員の多様な視点が会務に反映されるように努め、コミュニティのメンバーとしての居場所が感じられるような組織であることを目指しています。

3 意識啓発と環境整備について

弁護士が基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命とすることに鑑みれば、様々な属性を持つ弁護士が十全に個性と能力を発揮するとともに、各自がダイバーシティの観点を理解し、実践することが極めて重要です。当連合会は、上記の多様性の尊重と包摂性の推進に関する方針を踏まえ、必要な環境の整備を推し進

めます。

そのために組織内における意識の啓発は欠かせないものです。研修はもとより広報、シンポジウム等の企画など、様々な手段を通じて、弁護士の意識の変革と向上を図り、ダイバーシティ&インクルージョンの考え方を一人一人が共有し実現することができるようにします。各弁護士がジェンダーを始めとするダイバーシティの視点を持つことは、基本的人権の擁護者である弁護士の日常業務において、依頼者及び相談者等に適切な対応をするという観点からも重要です。

特に、差別的取扱い及びハラスメントは重大な人権侵害であり、こうした行為を根絶するために、当連合会でも全力を挙げた取組が必要です。全ての弁護士が、差別的取扱いとハラスメントの防止のための十分な研修を定期的に受講することができるよう、早急に取組を進めます。

また、ハラスメントの相談窓口を充実させ、周知を図ることにより、相談しやすい環境を整えます。

こうした意識啓発を含む環境の整備を通じて、弁護士の意識の変革及び向上が図られ、様々な属性に関わらず、各弁護士が個性と能力を十分に発揮し、相互の差異を理解して受け容れながら、全体として活力のある組織へと成長していくことが期待されます。

そして、ダイバーシティ&インクルージョンの推進の取組を通して、当連合会、各弁護士会及び個々の弁護士が、多様な属性を持つ市民に対し、より充実した司法サービスを提供し、社会の新たなニーズに応えつつ、基本的人権が護られ、人々が共に平和に生きる社会の発展に向けて、より良い貢献をしていくことができるものと確信し、宣言を策定するものです。